## R

交通機関で、行き先や料金表が見 由にきちんと対応してもらえない、 えば公共施設の受付で、障害を理 受ける不当な差別や不便には、 れた。障害者が日常生活において を拒否される、家が借りられない づらいなどがある。カフェで入店

に制定、28年4月1日より施行さ などもそうだ。 障害者差別解消法」は平成25年

## 共に生きる :会へ向けて

「障害者差別解消法」の 施行と「合理的配慮」

## 合理的配慮とは

障害のある人もない人と共に生き

こうした差別や不便をなくして

やすい社会を作ろうという目的で

障害者差別解消法」が作られた。

意思を伝え合うために、 絵や写真のカードや タブレット端末などを使う

この法律では国や都道府県、

市町

害のある人に具体的にどんな対応 村の役所や会社、お店などが、障



電車やバスに乗車する ときに、段差がある場 合は、スロープなどを 使って補助する

みんなの人権110番

☎0570(003)110 (全国共通人権相談ダイヤル)



やり、を広げていこう。

を見回してみよう。そして、〃思い

な不便を感じ、どんな助けを必要 ものだ。どんな障害の人が、どん う思いやりをもって接そうという

としているか、私たちも身の周り

## 不当な差別的取り扱いとは





障害のある人が困難を感じないよ

いわば゙当然の思いやり、のこと。

障害者も利用しやすくするなど は音声案内や見やすい表示などで なら筆談や手話を使う、乗り物で 差のある場所では介助する、必要

ている。 suishin/jirei/index.htmに示され トwww8.cao.go.jp/shougai, 内閣府サイト:合理的配慮サー |合理的配慮||の具体的な事例は 相談窓口 要予約 4042(439)0075 西東京市 女性相談(悩みなんでも相談)

行政苦情110番(全国共通番号) **\$**0570(090)110

して示している。

をしたらよいかを「合理的配慮」と 「合理的配慮」とは、例えば、